

2021年9月10日

## 旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の 指定の解除に係るパブリックコメントの受付を開始しました

経済産業省関東経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第2項の規定に基づく指定旧供給地点の指定解除に対する意見を令和3年9月10日から令和3年10月11日まで募集します。

本件は、経過措置として料金等の規制を課している供給地点の指定解除に関する意見を募集するものです。

### 1. 意見募集の概要

平成29年4月から始まったガス小売全面自由化に際し、供給地点（旧簡易ガス団地）ごとの事業者のシェア等を踏まえて、一定の基準を超える旧供給地点については、経過措置として料金等の規制を課すこととし、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第28条第5項の規定に基づき、指定旧供給地点として指定しています。

この度、改正法附則第28条第1項の義務を負う旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）附則第4条の規定に基づく報告があり、別添の指定旧供給地点について改正法附則第28条第1項に規定する指定の事由がなくなったと認められるため同条第2項に基づき指定を解除しようとするものです。

### 2. 意見募集期間

令和3年9月10日（金曜日）～令和3年10月11日（月曜日）

### 3. 資料の入手・意見提出方法

資料の入手方法・意見提出等詳細については、以下のウェブサイトを御覧ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595221033&Mode=0>

（本発表資料のお問合せ先）  
関東経済産業局資源エネルギー環境部  
ガス事業課長 高崎 宏和  
担当者：篠原、富澤  
電話：048-600-0414（直通）  
FAX：048-601-1298

(別添)指定の解除の対象となる関東経済産業局所管の指定旧供給地点一覧

通し 番号	事業者名	指定旧供給地点名 (団地名)	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア $\leq$ 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5 $\times$ 1/2 $\leq$ 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェ ア)に該当するか					③解除基準 (直近3年間の小売料金の平均 単価が連続して下落しているこ と)及び(自由料金メニューによ る契約件数 $\geq$ 指定旧供給地点 小売供給約款による契約件数) に該当するか	備考	
					旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果							
1	茨城通運株式会社	茨交六ツ野団地	茨城県	ひたちなか市	×	79.3%	○	2.0	2.0	2.0000	$\leq$	2.5217	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
2	越後プロパン株式会社	福対協石倉団地	新潟県	五泉市	×	88.9%	○	0.0	3.0	0.0000	$\leq$	3.3750	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
3	ENEOSグローブエナジー株式会社	沖団地	群馬県	高崎市	○	45.4%	×	0.0	0.0	0.0000	$\leq$	0.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
4	株式会社エネサンス関東	中泉団地	群馬県	高崎市	×	61.7%	○	1.0	3.0	1.0000	$\leq$	4.8636	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
5	河原実業株式会社	川口東本郷ニュータウン	埼玉県	川口市	×	75.6%	○	2.2	7.2	2.2000	$\leq$	9.5213	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
6	河原実業株式会社	鴻巣寺谷	埼玉県	鴻巣市	×	74.2%	○	0.0	2.4	0.0000	$\leq$	3.2344	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
7	株式会社ザ・トーカイ	麻機第二団地	静岡県	静岡市	○	48.0%	×	0.0	0.0	0.0000	$\leq$	0.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
8	株式会社ザ・トーカイ	遠藤建設宮原団地	静岡県	富士宮市	○	37.4%	×	0.0	0.0	0.0000	$\leq$	0.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
9	株式会社ザ・トーカイ	県営袋井団地	静岡県	袋井市	○	38.5%	○	0.0	5.0	0.0000	$\leq$	13.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
10	株式会社ザ・トーカイ	静鉄山原団地	静岡県	静岡市	○	48.6%	×	0.0	0.0	0.0000	$\leq$	0.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
11	株式会社ザ・トーカイ	静鉄沼津団地	静岡県	沼津市	○	43.7%	×	0.0	0.0	0.0000	$\leq$	0.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
12	株式会社ザ・トーカイ	住生協大平団地	静岡県	沼津市	○	32.4%	×	0.0	0.0	0.0000	$\leq$	0.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
13	株式会社ザ・トーカイ	三島ビューティータウン	静岡県	三島市	○	45.2%	○	0.0	7.0	0.0000	$\leq$	15.4891	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
14	株式会社ザ・トーカイ	吉田住宅団地	静岡県	榛原郡 吉田町	○	39.9%	×	1.0	0.0	1.0000	>	0.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
15	株式会社ザ・トーカイ	呼子ニュータウン	静岡県	裾野市	○	45.5%	○	0.0	1.0	0.0000	$\leq$	2.1986	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
16	昭和ガス株式会社	藤久保団地	埼玉県	入間郡 三芳町	×	85.9%	○	4.0	13.0	4.0000	$\leq$	15.1400	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
17	大陽日酸エネルギー株式会社	東慈林団地	埼玉県	川口市	×	80.0%	○	3.6	3.2	3.6000	$\leq$	4.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。

通し 番号	事業者名	指定旧供給地点名 (団地名)	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア $\leq$ 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5 $\times$ 1/2 $\leq$ 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェ ア)に該当するか					③解除基準 (直近3年間の小売料金の平均 単価が連続して下落しているこ と)及び(自由料金メニューによ る契約件数 $\geq$ 指定旧供給地点 小売供給約款による契約件数) に該当するか	備考	
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果					
18	株式会社東栄商会	横浜生協杉田団地	神奈川県	横浜市	×	80.3%	○	14.0	20.0	14.0000	$\leq$	24.8940	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
19	日本瓦斯株式会社	大宮東新井団地	埼玉県	さいたま市	×	73.0%	○	2.0	3.0	2.0000	$\leq$	4.1111	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
20	日本瓦斯株式会社	大宮中川ニュータウン	埼玉県	さいたま市	×	65.8%	○	17.0	18.0	17.0000	$\leq$	27.3350	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
21	日本瓦斯株式会社	寿団地	千葉県	山武市	○	45.5%	×	2.0	0.0	2.0000	>	0.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
22	日本瓦斯株式会社	ネオポリス大和南酒々井団地	千葉県	印旛郡 酒々井町	×	74.5%	○	2.0	3.0	2.0000	$\leq$	4.0294	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
23	日本瓦斯株式会社	横須賀あらく団地	神奈川県	横須賀市	×	78.4%	○	2.0	2.0	2.0000	$\leq$	2.5495	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
24	武州産業株式会社	月吉団地	埼玉県	川越市	×	98.5%	○	1.0	1.0	1.0000	$\leq$	1.0156	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。